

宇都宮市監査委員告示第6号

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、平成 24 年 2 月 8 日に提出された宇都宮市職員措置請求について監査した結果を、同条第 4 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 24 年 4 月 3 日

宇都宮市監査委員 小平 秀行

同 佐藤 千鶴子

同 南木 清一

同 阿久津 均

宇都宮市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住所 今泉4丁目

氏名 西 房美

2 請求書の提出日

平成24年2月8日

3 請求の内容

請求人から提出された宇都宮市職員措置請求書による主張要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 主張要旨

- ・ 宇都宮市長はイートランド株式会社に対し、市役所1階喫茶室及び16階レストランについて平成23年4月1日から平成24年3月31日までの使用料 16,350,050円を違法に100%減免し、市に損害を与えた。
公有財産使用許可書では、宇都宮市長はイートランド株式会社に対し、平成23年4月1日付けで許可をしている。
- ・ イートランド株式会社に対する行政財産の無償貸与は、宇都宮市財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第6号。以下「財産の無償貸付等に関する条例」という。）第4条第1号、同条第2号、第4条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第169条の2のいずれにも該当せず違法である。
- ・ 人事課職員の説明では、「平成22年度までは職員互助会に無料で貸与していたが、平成23年度からは民間企業に無料で貸与することになった。」との事である。どうして一般市民にも分かるように広く公募しなかったかを尋ねると、「市のホームページで公募したが集まらず、1社が無料ならば借りるとの申し出があったため、市レストラン等選定委員会に諮って決定した。」との回答があった。

(2) 措置請求

宇都宮市長に対し、市民が被った 16,350,050円の損害を市に返還するよう勧告することを求める。

4 請求書の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認められたので、平成24年2月22日に受理を決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

宇都宮市長がイートランド株式会社に対し、行政財産の使用料を100%減免したことの違法性を、監査対象事項とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を行政経営部人事課及び理財部管財課とした。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定により、平成24年2月29日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠が提出されるとともに、請求の趣旨を補充する陳述がなされた。

(1) 新たな証拠

新たな証拠として、①本庁舎その他に係る公有財産使用許可（貸付）調書（7件）等の写し、②「公有財産使用許可申請に伴う使用許可について」（文書番号平成23年度指令管第17号）の起案票の写し、③平成24年2月21日発行の毎日新聞「市有財産の有効利用一考を」記事の写しが提出された。

(2) 補充された事項

補充された事項として概ね次のとおり陳述がなされた。

- ・ 新たな証拠①の公有財産の使用許可については、使用料を徴収している。
- ・ 新たな証拠②の起案票によると、1,600万円もの金額であるにもかかわらず、管財課長が決裁している。
- ・ 新たな証拠③の記事によると、高崎市の賃料は、年間150万円から300万円である。

4 監査対象部局職員の陳述

監査対象部局から、監査対象事項に関する資料の提出を求め、書類審査を行うとともに、平成24年2月29日に行政経営部長、同部次長、人事課長、同課長補佐、同課福利グループ係長、理財部長、同部次長、管財課長、同課長補佐、同課管理グループ係長等から陳述の聴取を行った。

監査対象部局職員の説明は、以下のとおりである。

(1) 民間事業者に対する使用料の全額免除について

市役所本庁舎内レストラン及び喫茶室（以下「レストラン等」という。）の設置は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができることを規定した法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可によるものであり、宇都宮市財産管理規則（平成17年規則第13号。以下「財産管理規則」という。）第15条第1項第2号の行政財産を利用する者のための食堂及び厚生施設であるため、行政財産の目的外使用許可を行ったものである。なお、許可の対象として民間の事業者を排除するものではない。

レストラン等の使用料については、レストラン等が職員の福利厚生又は本庁舎利用者の利便性向上を図るものであることから、宇都宮市行政財産使用料条例（昭和39年条例第11号。以下「行政財産使用料条例」という。）第5条及び本市の減免基準の減免における特例の規定により、使用料を全額免除したものである。

(2) 財産の無償貸付等に関する条例第4条第1号、同条第2号及び第4条の2並びに政令第169条の2違反について

イトランド株式会社のレストラン等の使用は、法第238条の4第7項に規定する行政財産の目的外使用許可に基づくものであり、同条第2項第4号の行政財産の貸付けに基づくものではない。

財産の無償貸付等に関する条例第4条第1号及び第2号、第4条の2並びに政令第169条の2に基づく民間事業者への貸付けは違法であるとの請求人の主張は、事実誤認である。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 行政財産及び施設の概要

本庁舎は、法第238条第4項に規定する公用に供する財産であるため、行政財産に該当する。

レストラン等の施設の概要は、下表のとおりである。

	レストラン	喫茶室
場所	市庁舎内 16 階	市庁舎内 1 階
面積	405.7 平方メートル	67.9 平方メートル
客席	31 テーブル・156 席	12 テーブル・38 席

(2) 中核市におけるレストラン等の減免状況について

本市の財産管理の参考とするため、平成 22 年 2 月に管財課が中核市に対して調査を実施した。各市庁舎内のレストラン及び喫茶室の設置状況や使用料の減免状況については、下表のとおりである。

	減免率			
	100% (全額免除)	50%以上～ 100%未満	0%超～ 50%未満	0% (減免なし)
レストラン	27	5	1	4
喫茶室	11	4	2	6

(3) レストラン等事業者の選定に係る経緯等について

ア レストラン等の管理運営について

平成 22 年度は、宇都宮市職員互助会が、行政財産の目的外使用許可を受け、出店業者を選定した上で、業務委託によりレストラン等の管理運営を行っていた。

平成 23 年度から、より一層、来庁者の利便性向上やサービス内容の充実を図るため、宇都宮市レストラン等選定委員会設置要綱（平成 22 年 10 月 20 日から適用。以下「選定委員会設置要綱」という。）を制定し、その規定に基づく宇都宮市レストラン等選定委員会（以下「レストラン等選定委員会」という。）が出店業者を選定することとした。

イ レストラン等選定委員会について

(ア) 設置目的及び所掌事項

レストラン等選定委員会は、選定委員会設置要綱第 1 条に基づき、レストラン等事業者の選定を適正に実施するため設置され、第 2 条に基づき、レストラン等事業者の募集要項、資格審査、企画提案の内容についての評価その他必要な事項を所掌している。

なお、宇都宮市庁舎内レストラン・喫茶室出店業者募集要項の定めるところにより、レストラン等事業者の選定に際しては、書類による第 1 次審査及びプ

レゼンテーション等による第2次審査により選考することとしている。

(イ) 組織

レストラン等選定委員会の組織は、選定委員会設置要綱第3条の規定により、人事課長、管財課長及び宇都宮市職員互助会会員6人の計8人で組織されている。

ウ 本庁舎使用料徴収に係る減免基準の見直しについて

平成22年10月25日、平成22年度第2回公有財産運用検討委員会を開催し、従来使用料を全額免除していたレストラン等の減免基準を見直し、公共性や公益性が高く、不特定多数の人や団体に対し、不可欠なサービスであるものは、減免率を90%から100%までに設定することとした。

エ 選定経過について

レストラン等事業者の公募は、市ホームページに掲載し3回実施した。公募の状況は、下記のとおりである。

(ア) 公募(1回目)

- a 募集期間 平成22年11月5日(金)から18日(木)まで
- b 営業条件(主なもの)
 - ・ 営業日：土・日・祝日・年末年始を除く開庁日
 - ・ 営業期間：最長5年間
 - ・ 使用料：1,635,940円(予定)
- c 事業者説明会 平成22年11月5日(金)
参加団体数：7社(宇都宮市内5社、宇都宮市外2社)
- d 募集結果 応募者なし

(イ) 公募(2回目)

- a 募集期間 平成23年1月5日(水)から18日(火)まで
- b 営業条件の変更点
応募が無かったため、事業者説明会に参加した事業者に聞き取りを行ったところ、職員の利用が昼休みの時間帯に限られることや食器や什器の購入等の初期経費を要することなどから、採算性を確保することが困難であるとの回答があり、これらのことを考慮し、使用料については、事業者が提案する使用料を基準として協議により決定することとした。
- c 募集結果 応募者なし

(ウ) 公募(3回目)

- a 募集期間 平成23年2月9日(水)から18日(金)まで
- b 営業条件の変更点
2回目の公募についても応募が無かったため、出店を希望する事業者がより応募しやすくなるよう、営業期間を5年から3年に短くするとともに、より多くの来庁者への周知や集客が図れるよう、店舗案内の看板設置を可能とした。
- c 募集結果 1社(イトランド株式会社が使用料を無料として提案)
- d 選考結果
応募事業者の提出書類に基づく審査の結果、応募資格を満たし、業務実績

及び経営状況がともに良好であることから、イトランド株式会社を第1次審査合格とした。

第2次審査のプレゼンテーション及びサンプルの試食については、応募事業者が1社であること、応募事業者が現在、喫茶室の事業者として営業し、特に問題等が発生していないこと、営業時間、品目、価格等において、営業条件を満たした内容となっていることから、開催しないこととした。

上記審査の結果、平成23年3月4日にレストラン等選定委員会は、第1次審査合格者であるイトランド株式会社をレストラン等事業者として選定した。

(4) 使用料減免における理財部長協議について

レストラン等の使用料は、行政財産目的外使用許可に係る使用料等取扱基準（平成17年4月1日から適用。以下「使用料等取扱基準」という。）第2項第2号の減免における特例に該当するものとして、平成23年3月25日に理財部長協議を行い、その結果、本庁舎利用者の利便と職員の福利厚生を図るものことから、使用料を全額免除する方針が決定された。

(5) 公有財産使用許可申請等について

平成23年4月1日にイトランド株式会社は、宇都宮市長に対し、レストラン等の使用に係る公有財産使用許可申請書及び公有財産貸付料（使用料）減免申請書を提出した。同日宇都宮市長は、公有財産使用許可書により、レストラン等について行政財産の目的外使用許可を行い、併せて使用料の全額免除を決定した。

2 監査委員の判断

(1) レストラン等を使用する法令等の根拠について

レストラン等が所在する本庁舎及びその敷地は、市の公有財産で公用に供するものであることから、法第238条第4項に規定する行政財産に該当し、法第238条の4第7項の規定により、行政財産の用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものである。

財産管理規則第15条第1項第2号は、行政財産の目的外使用許可の範囲として、「当該行政財産を利用する者のための食堂、売店その他厚生施設を設置するとき。」と規定し、レストラン等は、この設置要件を充足しているものである。また、法及び財産管理規則に基づき定められた行政財産目的外使用許可取扱基準（平成17年4月1日から適用。以下「使用許可取扱基準」という。）第3項第6号は、行政財産の目的外使用許可をすることができる基準として、「職員の福利厚生又は行政財産利用者の利便を図るための施設を設置する場合」と規定しており、レストラン等は、この使用許可取扱基準を満たしているものである。

目的外使用許可の権限は、法第149条第6号の規定により、市長に帰属するが、宇都宮市事務専決規程（昭和37年訓令第4号。以下「事務専決規程」という。）第5条第1項の規定により、専決の権限は、重要なものは部長に、軽易なものは課長に与えられている。管財課においては、新規のものや特殊なものを重要なもの、定例的なものを軽易なものとして適用している。レストラン等に係る目的外使用許可は、毎年度定例的に行っていることから、本件目的外使用許可について管財課長の専決

により決定したことは、適正であったと認められる。

請求人は、行政財産の無償貸与を違法と主張するが、本件レストラン等の使用は、行政財産の目的外使用許可を根拠としており、その内容及び手続は、上記のとおり法、市の規則等に基づき適正に行っており、違法性はない。

(2) 使用料の減免について

ア 使用料について

法第225条は、行政財産の目的外使用に係る使用料を徴収することができることと規定しており、また、法第228条第1項により、使用料に関する事項を条例で定めるべきことが規定されていることから、本市においては、行政財産使用料条例を定め、第3条で使用料の額の算定方法に関する規定や第5条で減免に関する規定などを定めている。

イ 使用料の減免について

行政財産の目的外使用許可に係る使用料については、行政財産使用料条例第5条の規定により、公用その他の理由により、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる旨を定めている。また、使用許可取扱基準に基づき使用料等取扱基準が定められており、使用料減免の基準は、使用料等取扱基準第2項に規定されている。

減免に係る専決の権限は、事務専決規程第5条第3項の規定により、重要なものは次長に、軽易なものは課長補佐に与えられている。ただし、本件減免については、使用料等取扱基準第2項第2号の減免における特例の規定に該当するものとして、理財部長に協議することが定められている。

理財部長の協議を実施した結果、レストラン等が、職員の福利厚生を図る目的で設置され、併せて利用者の利便性が高められるものであるとの理由により、使用料を全額免除する方針が決定された。この協議を経て、管財課長が本件目的外使用許可と併せて使用料の全額免除を決定したことは、適正であったと認められる。

なお、使用料については、1回目の公募に際して、使用料の賦課を行おうとしたものの、閉庁日や午後7時以降の営業が不可能であることなどにより、売上げが見込めないことから、結果として使用料の賦課に至らなかった。レストラン等事業者の選定において、営業条件の見直しを行いながら、3回の公募を実施したことなど、選定の経緯をみると、本件目的外使用許可に至る選定の過程及び使用料の全額免除の決定に至る過程は、妥当なものと認められる。

請求人は、減免を違法に許可し、市に損害を与えたと主張しているが、本件使用料の減免は、上記のとおり法、市の条例、規則等に基づき適正に行っており、違法性はなく妥当である。

3 結論

以上、宇都宮市長に対し、市民が被った 16,350,050円の損害を市に返還するよう勧告することを求めるとの請求は理由がないものと判断し、棄却する。

宇都宮市職員措置請求書

宇都宮市長 佐藤栄一に関する措置請求

1 請求の要旨

宇都宮市長佐藤栄一は民間営利企業である「イトランド株式会社（代表取締役 高久和男）」に対し平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間、市役所1階喫茶店（67.9㎡）及び16階レストラン（405.7㎡）使用料16,350,050円の100%減免を違法に許可し、市に損害を与えた。

宇都宮市指令第17号公有財産使用許可書には、申請人は宇都宮市中今泉1-22-12 イートランド株式会社 代表取締役 高久和男となっており、平成23年4月1日付けで宇都宮市長佐藤栄一が許可を出している。

民間営利企業である「イトランド株式会社」に対する行政財産の無償貸与は、行政財産の無償貸与先等の条件を定めた「宇都宮市財産の交換、譲渡、無償貸与等に関する条例」第4条(1)(2)、第4条の2、及び「地方自治法施行令」第169条の2のいずれにも該当せず違法である。

市人事課職員の説明では「昨年までは市職員互助会に無料で貸与していたが、平成23年度からは民間企業に無料で貸与することになった」との事である。またそれに対しどうして一般市民にも分かるように広く公募しなかったのかを訪ねると「市のホームページで公募したが集まらず、1社が無料ならば借りるとの申し出があったため、市レストラン等選定委員会に諮って決定した」との回答があった。

しかし市民の血税によって建てられた公有財産である市役所の一角が、違法に一民間営利企業に貸与され、本来の家賃収入である約1千6百万もの大金をどぶに捨てた罪は大きいものである。また市長が今回、市内の一民間企業に対し約1千6百万という多大な便宜を図った事実は、企業との癒着や汚職行為と受け止められても仕方ないものである。

監査委員においては市政の監視役である任務を忘れることなく、厳しく監査をし、佐藤市長に対しては市民が被った16,350,050円の損害を市に返還するよう勧告するとともに、来年度からは市民の監視の下で広く公平に入札などがされるよう徹底した監査を求める。

2 請求者

(住所) 宇都宮市今泉4丁目

(職業) 宇都宮市市議会議員

(氏名) 西 房美

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な措置を請求します。

平成24年2月8日

宇都宮市監査委員 殿

添付資料 (略)